

国指針の項目に係る新旧対照表

(29.7.3 全国会議時の指針 (案))

第6期計画	第7期計画	備考
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念 1 介護給付等対象サービスの充実・強化 2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 3 介護予防の推進（→「1」へ） 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 認知症施策の推進（→「七」へ） 三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 六 介護サービス情報の公表 七 介護給付の適正化 八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携	一 地域包括ケアシステムの基本的理念 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待の防止等 九 介護サービス情報の公表 十 効果的・効率的な介護給付の推進 十一 都道府県による市町村支援等 十二 市町村相互間の連携 十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	新設 新設 新設
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標 （一）平成三十七年度の推計 （二）第六期の目標（→「4」へ） 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 （一）市町村関係部局相互間の連携 （二）市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 （三）被保険者の意見の反映 （四）都道府県との連携 4 要介護者等地域の実態の把握（→「2」へ） （一）被保険者の現状と見込み	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握 （一）被保険者の現状と見込み （二）保険給付の実績把握と分析 （三）調査の実施 （四）地域ケア会議等における課題の検討 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 （一）市町村関係部局相互間の連携 （二）市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 （三）被保険者の意見の反映 （四）都道府県との連携	

第6期計画	第7期計画	備考
(二) 保険給付の実績把握と分析 (三) 調査の実施 (四) 地域ケア会議の活用 5 日常生活圏域の設定 6 他の計画との関係 (一) 市町村老人福祉計画との一体性 (二) 市町村計画との整合性 (三) 市町村地域福祉計画との調和 (四) 市町村障害福祉計画との調和 (→「六」へ) (五) 市町村健康増進計画との調和 (六) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (→「四」へ) (七) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八) 介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 7 その他 (一) 計画期間と作成の時期 (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 (三) 達成状況の点検及び評価 (→「5」へ)	4 平成三十七年度の推計及び第七期の目標 (一) 平成三十七年度の推計 (二) 第七期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 (一) 市町村老人福祉計画との一体性 (二) 市町村計画との整合性 (三) 市町村地域福祉計画との調和 (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和 (六) 市町村障害福祉計画との調和 (七) 市町村健康増進計画との調和 (八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和 (九) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (十) 介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 8 その他 (一) 計画期間と作成の時期 (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	新設 新設
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービスの量の見込み □ 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み (二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み □ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービスの量の見込み □ 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み (二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み □ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み	

第6期計画	第7期計画	備考
3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一) 総合事業の量の見込み (二) 包括的支援事業の事業量の見込み	3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一) 総合事業の量の見込み (二) 包括的支援事業の事業量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定 (一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定 (二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定	新設
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一) 在宅医療・介護連携の推進 イ 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業 ロ 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下「医療・介護関係者」という。)により構成される会議の開催等を通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業 ハ 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業 二 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業 ホ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ヘ 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業 ト 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業 チ 他の市町村との広域的な連携に資する事業 (二) 認知症施策の推進 イ 認知症初期集中支援チームの設置 ロ 認知症地域支援推進員の設置 ハ 認知症ケアの向上のための取組 二 市民後見人の育成、支援組織の体制整備	三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一) 在宅医療・介護連携の推進 イ 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業 ロ 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下「医療・介護関係者」という。)により構成される会議の開催等を通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業 ハ 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業 二 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業 ホ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ヘ 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業 ト 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業 チ 他の市町村との広域的な連携に資する事業 (二) 認知症施策の推進 イ 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進 ロ 認知症地域支援推進員の活動の推進(認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの設置の推進、関係機関との連携等) ハ 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度利用促進法第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計	

第6期計画	第7期計画	備考
ホ 認知症サポーターの養成及び普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組 (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発 ロ 活動主体等のネットワークの構築 ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング (四) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一) 関係者の意見の反映 (二) 公募による事業者の指定 (三) 報酬の独自設定 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一) 地域支援事業に要する費用の額 (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一) 介護給付等対象サービス (二) 総合事業 (三) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一) 保健福祉事業に関する事項 (二) 市町村特別給付に関する事項 7 介護給付の適正化に関する事項(二「4」へ) 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	画をいう。以下同じ。)に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備 二 地域の見守りネットワークの構築 ホ 認知症サポーターの養成と活用その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組 (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発 ロ 活動主体等のネットワークの構築 ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング (四) 地域ケア会議の推進 (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一) 関係者の意見の反映 (二) 公募及び協議による事業者の指定 (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 (四) 報酬の独自設定 (五) 人材の確保及び資質の向上 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一) 地域支援事業に要する費用の額 (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一) 介護給付等対象サービス (二) 総合事業 (三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一) 保健福祉事業に関する事項 (二) 市町村特別給付に関する事項 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	新設 新設 新設